十四、株式会社集英社に対する件

昭和四十九年（排）第三号

排除命令

東京都千代田区一ッ橋二丁目五番十号
株式会社集英社
右代表者　代表取締役　陶山巖

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社集英社は、その出版する書籍の販売に関して、取引先である書籍・雑誌小売業者の各店舗の従業員を対象に、昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までを期間とし、「第十回セールスマン賞」と称して行なった景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である書籍・雑誌小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、書籍・雑誌の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第

二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行なった公示及び通知について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社集英社（以下「集英社」という。）は、肩書地に本店を置き、雑誌及び書籍の出版業を営む事業者である。

二　集英社は、取引先である書籍・雑誌小売業者（以下「書店」という。）の従業員を対象に、昭和四十七年四月一日から同四十八年三月三十一日までを期間とし、「第十回セールスマン賞」と称して、同社の出版する書籍にそう入されている売上票（売上票には、同社の定めた点数が記載されている。）を書店の各店舗（一書店で店舗が二以上ある場合は、それぞれ各店舗ごととする。）から同社に返送させ、売上票に記載されている点数を、各店舗ごとに集計し、その得点の順位等により、入賞、部門賞及び連続賞として、次表のとおりそれぞれ景品類を提供し、あわせて、右各賞に該当する店舗の従業員の代表者を表彰することを企画し、この企画を実施した。

(1)入賞	一位	一店舗	二〇万円
	二位	一店舗	一〇万円
	三位	三店舗	五万円
	（以下略）		
(2)部門賞	映画音楽、ヴァンタン日本美術、愛蔵版世界文学、東山魁夷古都を描く、辞典、美術、文学、コンパクト及び児童書　以上九部門　各一位～三位　二七店舗		一位　純金小判型メダル（約一万八千円相当） 二位～三位　純金小判型メダル（約一万二千円相当）
(3)連続賞	三年～一〇年連続入賞店　一三三店舗		銀盃（約五千円相当）

三　集英社が前記二により、書店の従業員に対して行なう景品類の提供は、当該従業員が勤務する書店に対する景品類の提供とみるべきものであるから、右景品類のうち、入賞一位の店舗に対する景品類は十万円をこえており、また、二位以下であっても、一書店に属する二以上の店舗に対して提供される景品類を合計すると、十万円をこえる価額の景品類の提供を行なうこととなるものがあり、現に二書店に対して、十万円をこえる景品類の提供が行なわれている。

四　しかるに、集英社が取引先事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は年十万円までであるから、同社の提供する前記景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、集英社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年三月二十九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久